

**平塚市防犯街路灯一斉更新及び維持管理委託事業
公募型プロポーザル 実施要領**

1 事業の趣旨・目的

平塚市（以下「当市」という）は平成２８年度に、経費削減及び環境負荷の軽減を図るため、市内全域に設置している防犯街路灯のＬＥＤ化を完了した。

現在は、約１５，０００灯の防犯街路灯が設置されており、ＬＥＤ化から１０年以上が経過し、灯具の劣化等により適切な管理に支障をきたすことが危惧される状況にある。

本件は、市内の防犯街路灯の高性能かつ高効率な灯具への更新及び更新後の持続可能かつ適切な管理を行うため、目的に合致する民間事業者の一括提案（以下「提案」という）を受け、当市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するための募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という）は、当市と契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、事業契約を締結し、事業を実施するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

平塚市防犯街路灯一斉更新及び維持管理委託事業（以下「本事業」という）

(2) 履行場所

平塚市内全域（ただし、他の自治体との境界付近において、他の自治体の区域内に当市が管理する防犯街路灯が設置されている場合は、その範囲も含むものとする。）

(3) 履行内容及び期間

ア 業務区分ごとの内容及び期間

区分	業務内容	履行期間	備考
整合調査期間	電力契約照合、現地調査、自立柱の劣化調査、電力会社との不整合解消含む契約手続及び関連業務、保証対応	契約締結日の翌日～ 令和9年9月30日	
灯具更新工事期間（以下「工事期間」という）	灯具等の調達、設計、施工監理、施工、既存設備の撤去及び廃棄処分、灯具設置、移設、防犯街路灯管理プレートの設置、一部自立柱の建替え等、設備更新業務	令和9年3月1日～ 9月30日	令和9年3月1日～3月31日は(5)に示す3番台のみを対象とする
システム管理期間	管理台帳システムの構築及びデータ更新含む維持管理	契約締結日の翌日～ 令和19年3月31日	
設備の維持管理業務期間（以下「維持管理期間」という）	防犯街路灯の新設・交換・移設・撤去を含む維持管理業務、自立柱の建替（市所有のものに限る）	令和9年3月1日～ 令和19年3月31日	令和9年3月1日～3月31日は(5)に示す3番台のみを対象とする

イ 上記のほか、事業者が独自に提案する業務

ウ 業務内容の詳細は、別紙 平塚市防犯街路灯一斉更新及び維持管理委託事業
公募型プロポーザル「その他業務の細部」のとおり

(4) 予定上限価格

ア 総額

675,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。また、固定資産税は含まない。）

イ 令和9年度支払額【初期設備等投資費用】 新設の灯具等は市が所有する

585,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。また、固定資産税は含まない。）

ウ 令和9年度から令和18年度支払額（毎月の均等払い）【維持管理等費用】

90,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。また、固定資産税は含まない。）

本上限額は、契約金額の上限額を示すものであり、当市が当該金額での契約締結を保証するものではない。

なお、契約を締結しない場合においても、本プロポーザルの応募者が提案に要した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については一切補償しない。

(5) 事業の対象（更新対象灯数）令和 8 年 3 月 3 1 日現在

種類 ○番台は、5 桁の管理 番号の 1 文字目を表す 例：1 番台→1 0 0 0 0 等	灯数	電力
1 番台	4 , 6 5 0	10VA : 3,724、20VA : 3,029、 40VA : 11 (1 ・ 2 番の合計)
2 番台	2 , 1 1 4	
3 番台	8 , 8 2 2	10VA : 8,192、20VA : 620、 40VA : 10
計	1 5 , 5 8 6	10VA : 11,916、20VA : 3,649 40VA : 21

最終的な更新対象灯数については、全灯調査の結果を踏まえ協議の上決定し、必要に応じて変更契約により対応するものとする。

（なお、全灯数及び灯具単価に応じて、近年更新した灯具の更新を一部省略することとし、その範囲は優先事業者と当市の協議により決定する）

(6) 契約保証金

平塚市契約規則第 9 条に従い、事業者が支払うものとする。ただし、第 1 0 条の特例に該当する場合はこの限りではない。

(7) 発注者（当市）

平塚市長 落合 克宏

(8) 事務局

平塚市 市長室 危機管理課

3 応募条件

(1) 本事業を行う能力を有する単独企業あるいは複数の企業の共同体（以下「グループ」という）とする。

(2) グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者 1 者を選定し、その代表者が当市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。また、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にし、それぞれの役割分担に関する合意書の写しを提出するものとする（様式は任意）。

(3) 単独企業で応募する場合は当該企業、グループで応募する場合は、グループ構成員は全て「かながわ電子入札共同システム」において、認定業種「電気」で

- 登録されていること。かつ、令和７・８年度平塚市入札参加資格者名簿に登録していること。
- (4) グループ構成員の施工及び維持管理の業務を分担する事業者は、特定建設業許可を取得しているものとする。
 - (5) 応募を含むそれ以降の提案のための諸手続及び契約等に関わる諸手続を行うこと。
 - (6) 提案提出後において事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関し当市と協議したうえで合意を得るものとする。
 - (7) 地方自治法施行令第１６７条の４の各号に該当しないこと。
 - (8) 平塚市入札参加資格停止要綱（平成１７年４月制定）に基づく、入札参加資格の停止を受けていない者で、建設業法第２８条の営業停止処分を受けていない者であること。
 - (9) 会社更生法、民事再生法等に基づく法的手続きを行っていないこと。
 - (10) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
 - (11) 平塚市暴力団排除条例（平成２３年平塚市条例第９号）第２条に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
 - (12) 平塚市長が、応募者が本条本項(11)に該当するか否かについて、神奈川県警本部長に調査依頼することに承認する旨の書面及び関係資料の提出ができること。
 - (13) 優先交渉権者の選考手続きにおいて、その公正な手続きを妨げないこと。
 - (14) 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。
 - (15) 事業役割を担う代表者は、地方公共団体が発注する防犯街路灯に関する賃貸借又は委託管理業務（ＥＳＣＯ事業、包括的業務委託を含む）において、本事業の公募開始から起算して過去１０年以内に元請として１０，０００灯以上の灯具更新及び維持管理の受注実績（受注後、契約解除しているものを除く）を有していること。
 - (16) 参加表明書及び確認書類により、本募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
 - (17) 事業運営、維持管理、システムサポートを円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。

4 地元事業者の活用

施工及び維持管理の業務において、可能な限り市内の事業者を優先的に活用し、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

地元事業者の活用に資する提案については、加対象とする。

5 スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおり。

	内 容	期 間
	当市ウェブサイトにて公開	令和8年7月27日（月）～
	質問受付	令和8年7月27日（月） ～ 8月3日（月）
	質問の回答	令和8年8月6日（木）12時まで （質問に対する回答を順次当市ウェブサイト に掲載）
	参加申込書の提出 （持参もしくは郵送）	令和8年7月27日（月） ～ 8月7日（金）17時
	参加資格確認結果通知、提 案書等提出要請書通知	令和8年8月12日（水）まで （電子メール及び電話にて通知）
	提案書等の提出（持参もし くは郵送）	令和8年8月13日（木） ～ 8月19日（水）17時
	提案審査 （書類・プレゼンテーショ ン・ヒアリング）	令和8年8月25日（火）午後 8月24日（月）15時までに全参加事業者に 時間等を電子メールにて通知します
	選定結果の通知・公表	令和8年9月2日（水）以降 （電子メール及び電話にて通知、当市ウェブ サイトにて公表）
	契約の内容確定（仮契約）	令和8年10月中旬
	本契約の締結	令和8年12月下旬 （当市12月議会議決後）
	現地調査等期間及び電気契 約の修正	契約締結日の翌日～令和9年9月30日 （木）
	工事期間	令和9年3月1日（月） ～ 9月30日（木） 令和9年3月1日～3月31日の期間は 3番台のみを対象とする
	維持管理期間	令和9年3月1日（月） ～ 令和19年3月31日（火）

6 提案者向け説明会

本プロポーザルに関して提案者向け説明会は実施しない。

7 質問の受付

本件に関し質問がある場合は、次のとおり所定の様式を提出すること。

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 2 7 日（月）～ 8 月 3 日（月）

(2) 提出方法

「平塚市防犯街路灯一斉更新及び維持管理委託事業質問票」（様式 1）を電子メールに添付する方法で提出。メールの表題は「防犯街路灯プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、メール送信後は、受信確認のため、事務局へ電話連絡をすること。

(3) 回答方法

令和 8 年 8 月 6 日（木）1 2 時までに、当市ウェブサイトにて随時掲載する。

8 参加申込み

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 2 7 日（月）～ 8 月 7 日（金）1 7 時（必着）

(2) 提出方法

所定の様式を事務局宛に持参もしくは郵送で提出。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式 2）

イ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約及び情報照会に関する同意書（様式 3）

ウ 納税証明書（直近の事業年度分）

法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙 9 号書式その 3 の 3）

エ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（受付日前 3 か月以内に発行されたもの）

9 参加資格確認結果通知、提案書等提出要請通知書

令和 8 年 8 月 1 2 日（水）までに参加資格確認結果通知書、提案書等提出要請

通知書を電子メールにて送付及び電話にて通知。

10 提案書等の提出

(1) 受付期間

令和8年8月13日(木)～8月19日(水)17時(必着)

(2) 提出方法

提案書等に必要事項を記入し、事務局宛に持参もしくは郵送により提出。

(3) 提出書類

ア プロポーザル届出書(様式4)

イ 業務経歴書(様式5)

ウ 業務経歴書(様式5)で記入した業務実績が確認できる書類

エ 業務実施体制・配置予定者調書(様式6-1～6-3)

オ 提案書(様式7-1)

カ 工程表(任意様式)

業務の着手から完成までの業務スケジュールを記載すること。

キ 見積書(任意様式)

内訳を含めること。

ク その他、補足説明資料がある場合は、任意様式で提出

グループを形成して参加する場合、イからエまでの書類は事業者ごとに作成することとする。

(4) 提出部数等

- ・ 原本(社名等記載有)1部

- ・ 副本(社名等記載無)6部

- ・ 提案書のPDFデータ

原本、副本はそれぞれ製本(ファイル等で綴じる)したものを提出。

参加申込書を提出した場合であっても、提案書等を提出しない限り、プロポーザルへの参加は不可とする。

提出する提案書のPDFデータは、審査の公平性を期すため、副本と同様に社名、住所、氏名、ロゴマーク等、提案者を特定できる記述をすべて非表示(マスキング処理等)としたもの(副本データ)を提出すること。

(5) 提案書等の作成に当たっての留意事項

提案書の様式、記載事項などについては、平塚市防犯街路灯一斉更新及び維持管理委託事業公募型プロポーザル提案書作成要領（様式 7-2）に従い作成すること。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、提案辞退書（様式 8）を令和 8 年 8 月 14 日（金）12 時までに事務局に提出すること。

11 提案審査

(1) 開催日

令和 8 年 8 月 25 日（火）

(2) 会場・時間

令和 8 年 8 月 24 日（月）15 時までに電子メールで通知。

(3) 出席者

4 名以内

(4) 実施方法等

提案書に基づくプレゼンテーション。

なお、プレゼンテーションは、本業務の管理責任者及び担当者となる者が必ず出席すること。

ア 20 分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を 15 分程度行う。

イ パソコンを使用する場合は、各事業者で用意すること。プロジェクター（HDMI ケーブル）及びスクリーンについては、事務局において用意する。

(5) その他

ア プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ 資料等から社名が特定できないように注意すること。

ウ プレゼンテーションでの説明内容及び質疑に対する回答の内容は、特に説明のない限り、提案額の範囲内で実現可能であるものと判断する。

12 受託候補者の選定手順

平塚市職員で構成する「平塚市防犯街路灯一斉更新及び維持管理委託事業公募型プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という）で、参加事業者の提案内容等を審査し、受託候補者を選定する。

(1) 審査方法・選定等

ア 参加事業者から提出された提案書等に対し、評価基準に基づき、事務局で書類審査を実施する。

イ 書類審査を経て、提案審査に参加可能な事業者には、令和8年8月24日（月）15時までに電子メールで通知する（ウェブサイト上での公開はしない）。

ウ プレゼンテーション・ヒアリング審査は委員会の各委員が提案書等とプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき採点を行う。

エ 書類審査の点数及びウに定める点数で、最高点を獲得した事業者を受託候補者として選定する。審査の結果、点数が同点であった場合は、委員会の委員長が決定する。

(2) 評価基準

ア 書類審査

評価項目	評価基準	書類審査配点
実績	過去10年以内に防犯街路灯関連の事業実績について評価	10
人員体制・業務経験	業務の実施体制や作業員等の配置が適切に行われているかについて評価	10
スケジュール・施工計画	行程ごとに具体的な作業内容や目的が示されており、現実的な工程になっているか 事業期間、各種手続きなど、事業実施のスケジュールは妥当か	10
見積額	適正な価格のもと、見積額が算定されているかについて評価	10
合計		40

イ プレゼンテーション・ヒアリング審査

評価項目	評価基準	プレゼンテーション・ヒアリング審査配点
スケジュール・施工計画	行程ごとに具体的な作業内容や目的が示されており、現実的な工程になっているか評価 事業期間、各種手続きなど、事業実施のスケジュールは妥当か評価	10
器具の機能性	器具の仕様が所定の基準値を満たしたうえで、地域の実情を考慮し選定しているか、光害による農作物への影響や周辺住民への配慮等を勘案した提案があるか評価	10
維持管理	効率かつ適切に維持管理ができる施策、考えがあるか 事業全体を見据えて、灯数の増加など拡張性についても配慮されているか 本事業実施期間中に器具の不具合が発生した場合でも、メーカー又は事業者が遅滞なく対応及び保証できるか クラウドシステムのデータバックアップ体制、セキュリティ対策、及び契約終了時のデータ引継ぎ計画が現実的であるか 夜間や休日における緊急通報に対して、遅滞なく現地確認および応急処置ができる具体的な実務体制（警備会社連携等）が提案されているか	20
地元業者の活用	地元業者活用等の配慮がされているか評価	10

アピール ポイント	実施要領等に示した水準を超える点、 新たな視点等の有益な提案であるかについて評価	30
見積額	適正な価格のもと、見積額が算定されているかについて評価 プレゼンテーション・ヒアリングにおいては、灯具性能に比して単価が有利と判断できる場合や、経費圧縮のための具体的かつ優れた手法を明示した場合は高得点とする	20
合計		100

(3) 結果通知

令和8年9月2日（水）以降に、全てのプレゼンテーション・ヒアリング審査応募者にプロポーザル審査結果通知書により通知するほか、当市ウェブサイト上で公開する。

なお、審査内容については、いかなる問い合わせにも応じない。

(4) 契約の締結

審査の結果により、最高得点者が受託候補者となり、業務の内容及び仕様について当市と協議を行い、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が不調になった場合、次順位である者を受託候補者として契約交渉を行うことができるものとする。また、工事期間中の既存設備に係る維持管理については別途協議し決定する。

(5) 応募者が一提案者のみの場合

審査において、委員会が本実施要領等を満たすと判断した場合は、その一提案者を受託候補者として決定する。

13 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用の申請など、契約の履行が困難と認められるに至った場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会
が失格であると認めた場合

14 予想されるリスクと責任分担

表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			当市	事業者
共通	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境保全の確保		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	維持管理期間の故障等リスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	当市の指示	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		当市の事業放棄、破綻によるもの	○	
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ （資材費等、設計費に対して影響のあるもののみを対象とすることを想定）	○	○
	設計変更	当市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更詳細は契約書による	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	当市の指示条件、指示不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			当市	事業者
	工事遅延・未完工	当市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	当市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
支払関連	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの(下記以外)	○	
		提案された消費電力削減目標の不履行		○
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、当市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大	○	○
	施設損傷	事業者の故意・過失に起因する施設・設備の損傷		○
	施設損傷	不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	不可抗力	火災・天災・戦争などの不可抗力による設備等の損傷	○	
	機器の不良	機器が所定の性能を達成しない場合		○
	物価	急激なインフレ・デフレ (維持管理期間中のコストに大きな影響があるもの)	○	○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			当市	事業者
保証 関連	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設 運営・業務への障害		○

15 応募に関する留意事項

- (1) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び当市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 本件に参加する費用等は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、当市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏洩したりしないものとする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (5) 当市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用してはならない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、平塚市情報公開条例に基づき、提出書類の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。(平塚市の指示のもと変更又は修正を加える場合がある)。
- (8) 3 応募条件に定める応募者についてグループを形成して参加した場合の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (9) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、当市と協議を行い、当市がこれを認めたときはこの限りでない。
- (10) 提出した書類の変更はできない。
なお、本提出書類について後日、参考資料を求めた場合、求めに応じること。
- (11) グループを形成して参加し契約を締結した場合、グループ構成員の全部又は一部の事業者が本業務に携わらないことは認めない。

- (12) 参加申込書又は本事業提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は、本事業提案書を無効とする。
- (13) 事業提案者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し審査を行う。
- (14) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定める。

16 事務局（問い合わせ先）

平塚市 市長室 危機管理課 危機管理担当（平塚市役所本館4階 420）

所在地：〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9-1

電話：0463-21-9863（直通）

FAX：0463-21-1525

Eメール：kiki@city.hiratsuka.kanagawa.jp

ウェブサイト：

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/bohan/page-c_02316.html

以上

「平塚市防犯街路灯一斉更新及び維持管理委託事業公募型プロポーザル実施要領」
2 事業概要 - (3) 業務内容及び業務ごとの期間 - キ 別紙は以下の通りとする

平塚市防犯街路灯一斉更新及び維持管理委託事業公募型プロポーザル 「その他業務の細部」

1 事業者の業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 現システムのデータと電力契約の整合確認のための突合作業
現システムの最新データと電力契約の契約番号、容量の相違、灯数の相違、所在地の相違、データ有で電力契約無し、データ無しで電力契約有りのものを抽出し不整合リストを作成する。
- (2) 現地調査
前項により抽出された不整合リスト等を基に現地調査を行う。
- (3) 必要に応じ電力契約照合・電力契約申込・防犯街路灯の共架(新設・移設・撤去)申請を実施する。
 - ア 既設防犯街路灯に係わる電力契約の調査・照合
 - イ 既設防犯街路灯に係わる電力契約と現地調査結果の突合
 - ウ 電力契約と既設防犯街路灯との数量相違の把握・整合
 - エ 本事業実施に伴う契約申込み及び契約相違に係わる契約変更申込等の実施
突合作業・現地調査において不整合に起因する費用を考慮し見積もりに含むこと
- (4) 新たな管理システム(以下「システム」)の構築・データ更新
 - ア 調査・整合の結果を反映させた上で、本設備の把握・管理を行い、データ更新が随時、容易にできるシステムを構築すること。
なお、システムはクラウド形式によるものとし、システム上で管理する必要項目は以下のとおりとする。
 - (ア) 位置情報(座標値、行政区名、東京電力引込柱番号、NTT柱番号、管理番号、設置場所住所、目標物等、また、自立柱の場合はその旨を記載すること)
 - (イ) 設備概要(灯具仕様、柱形状、設置年月、修理及び移設等記録、施工事業者名等、電力申込におけるお客様番号、契約名、引込み形状、契約容量、契約灯数)
 - (ウ) その他(位置図、防犯街路灯写真(近景、遠景)等)
 - イ 本設備におけるデータ更新の定期報告(メール等を想定。頻度を提案すること)
 - ウ 本事業開始後に新設する防犯街路灯(年間50灯を予定)及び開発行為の土地利用行為等にて原因者負担により新設される防犯街路灯で当市に移管されるものについても、維持管理及びシステムの登録の対象とすること。

- エ 新設、移設、撤去に関するシステム用データ作成。
 - オ システム運用に必要な機器等及び保守は、本事業で提供すること。導入機器は、当市市内ネットワークに接続しないこと。また、サーバーを国外に置く場合は、バックアップを国内に持っていること。
 - カ システム内のデータは、不測の事態(災害、システム障害、事業者の事業継続困難等)に備え、定期的(最低月1回以上)に外部媒体等へバックアップを保存すること。また、当市でもデータの抽出を可能とすること(CSV出力等を想定)。
 - キ 契約満了に伴う次期事業者等へのシステム及び管理データの移行・引継ぎについて、円滑に実施できるようデータ仕様書及び引継計画書をあらかじめ作成し、市の指示に従い無償でデータ一式を引き渡すこと。
- (5) 本設備の設置に係わる計画・施工・施工管理
- ア 本事業実施に伴うメリットを最大限に享受できる施工計画の策定・施工・施工管理を行うこと。
 - イ 近隣住民や交通に十分配慮した施工計画の策定・施工・施工管理を行うこと。
 - ウ 作業者の安全に十分配慮した施工・施工管理の実施。
- (6) 既設防犯街路灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分。
- 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理を行うこと。(法令に基づく適正なマニフェスト管理及び環境に配慮したリサイクル、PCB等有害物質が含まれる場合の適正処理を含む)
- (7) 識別銘板(管理プレート)の設置
- ア システムのデータをもとに、管理番号を表記した銘板等を設置すること。
 - イ 銘板等は、通常の歩行者の目視の容易な位置に設置するものであること。
- 2(1)ウ(I)を参照
- (8) 自立柱の劣化調査
- ア 点検により、直ちに補修すべきもの及び更新優先順位を示すこと。
 - イ 自立柱の劣化調査の対象は、東電柱及びN T T柱以外のもの全てとする。
 - ウ 点検終了後、点検報告書及び点検結果に係る集計用データを当市に提出すること。
 - エ 調査中、現地でデータと相違のある自立柱を発見した場合は、集計用データに追記するとともに劣化調査も行うこと。
- (9) 劣化の著しい自立柱における建替等
- 工事期間中、劣化が著しいと認められた自立柱の移設(近接する電柱に灯具を移設)又は建替を当市との協議のうえ実施すること(建替は原則、市所有の自立柱のみを対象とする。使用する柱の種類については、後述のとおり、耐用性を勘案のうえ提案すること)。また、移設先については近接する電柱であり、概ね同一範囲を照らすことが可能なものを選び、移設候補先として提案のうえ、市の承認の後、移設すること。なお、自立柱建替に関しては、あらかじめ30本分の費用を事業費に見込んでおくこ

とし、詳細は優先事業者との協議により決定する。

なお、自立柱の劣化調査は、目視及びテストハンマーによる調査、専用機器による非破壊検査等によるものとする。

(10) 本設備の維持管理・保証（無償修理等）

ア 事業者は、本設備に関する当市からの移設・修理依頼に基づき、本設備の全体の維持に必要な手配を行い、作業を行う。

イ 事業者は、本設備に関する当市からの連絡（新設・移設・撤去）に基づきシステムのデータを更新する。また、修理結果についても同様とする。

ウ 事業者は、当市からの連絡受付のための体制を構築するとともに、当市からの依頼に基づき本設備の修理ないし灯具交換を行うものとする。

なお、当該作業は当市の依頼及びコールセンター等により覚知した日から起算して3営業日を目安に初動を開始するものとする。ただし、緊急的な初動対応が必要な場合（倒壊した防犯街路灯自立柱が道をふさいでいるときなど）は、速やかに応急的な対応作業を実施するものとする。その際生じる費用は、その損害の原因により事業者、当市のいずれかが負担することとする。

なお、事業者、当市のいずれが費用負担するかについて、本事業の実施要項に定めがない場合は、事業者と当市が協議のうえ、これを定めるものとする。

(ア) 事業者が費用負担する場合

- a 本設備の製品としての不具合による故障
- b 本設備の取付け、施工工事の不具合による故障
- c 火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、いたずら・破壊行為、洪水・土砂崩れ等の災害、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害

(イ) 当市が費用負担する場合

- a 清掃・近接樹木の伐採・除雪等で当市ないし当市の依頼による作業者の責による損害
- b 地震・噴火による損害
- c 戦争・暴動・変乱による損害
- d その他事業者の責に因らない損害

(11) 故障・修理受付専用コールセンターの設置、工事・作業手配(新設・移設・撤去・共架申請)

ア コールセンターの設置については、少なくとも平日8:30～17:15の間に受付可能な専用電話回線を設置し、受付専用担当者を配置することとする。設置・運用に必要な費用は全て事業者負担とする。これを上回る対応は、加点要素とする。また、個人情報の取扱いについては、市の定める保護水準を順守すること。

（契約書において明示する）

なお、市役所閉庁時間（夜間・休日・年末年始）における緊急連絡（灯具の落下、自立柱の倒壊等、公衆の安全に直ちに影響を及ぼす事態）の覚知・応急対応フローについて、夜間窓口や警備会社等との具体的な連携体制・連絡経路を提案すること。

イ 受付担当者は、１（１１）に基づき、故障対応、修理に必要な部材及び作業者を手配すること。

ウ 手配した作業終了後は、１（４）に基づき、速やかにシステムへ反映すること。

エ 受付担当者では判断し難い事例が発生した際は、速やかに当市の担当者へ連絡し判断を仰ぎ、その指示に基づき必要な手配を行うこと。

オ 通報において個人情報取得した場合については、当市の定める保護のための各種措置を行うこととする。また、２次元コードによる通報を取り入れる場合は、個人情報を収集しない形態を提案すること。

(12) 契約終了後の関係設備の無償譲渡

契約終了後、事業者の設置したデータを含む全ての設備は、当市へ無償譲渡すること。

(13) 本事業開始に伴う全ての事項

事業者は、初年度の既設設備の撤去工事・本設備の設置工事において、市内電気工事事業者との連携・活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。ただし、維持管理工事においてはこの限りではない。

(14) 工事期間中の既存の維持管理について

優先交渉権者は工事期間中の既存設備の維持管理については別途協議するものとする。

2 防犯街路灯具等仕様

(1) LED 照明器具等の調達・設計・施工業務

LED 照明器具（灯具）、自動点滅器、防犯街路灯管理プレートなどの選定、調達、供給、設置については次のとおりとする。

ア 基本事項

(ア) 設置する照明器具は、全て日本国内メーカーを使用すること。工期内に対象数量の照明器具を製造・供給できる体制を確保すること。

(イ) 適用範囲

a 本仕様は、「平塚市防犯街路灯一斉更新及び維持管理委託事業」における防犯街路灯に適用する。

b 防犯街路灯は、既設灯具と同程度の照度を確保することを基本とする。

(ウ) 適用基準及び規格

a 電気用品安全法

b JIS C 8105 - 1 照明器具 - 第 1 部：安全要求事項通則

c JIS C 8105 - 2 - 3 道路及び街路照明器具に関する安全性能要求事項

- d JIS C 8105 - 3 照明器具 - 第 3 部：性能要求事項通則
- e JIS C 8152 - 1 照明用白色発行ダイオード（L E D）の測光方法第 1 部
- f JIS C 8152 - 2 照明用白色発行ダイオード（L E D）の測光方法第 2 部
- g JIS C 8153 L E D モジュール用制御装置 - 性能要求事項
- h JIS C 8154 一般照明用 L E D モジュール安全仕様
- i JIS C 8155 一般照明用 L E D モジュール性能要求事項
- j JIEG - 001 照明学会・技術指針 照明設計の保守率と保守計画 第 3 版
- k SES E1901-4 防犯街路灯の照度基準（日本防犯設備協会基準）
- l JIS C 61000 - 3 - 2 電磁両立性 - 第 3 - 2 部：限度値 - 高調波電流発生限度値（1 相当たり入力電力が 20VA 以下の機器）
- m JIS C 61000 - 4 - 5 電磁両立性 - 第 4 - 5 部：試験及び測定技術 - サージイミュティ試験
- n JIL 5004 日本照明工業会規格 公共施設用照明器具
- o 公益社団法人日本防犯設備協会「優良防犯機器認定制度（RBSS）」認定品又は同等以上の器具
- p 光害対策ガイドライン（令和 3 年 3 月改訂版）環境省
- q その他関連法令及び規格

イ 灯具仕様

- (ア) 本仕様は防犯街路灯に使用する L E D モジュールを光源とする L E D 照明器具の屋外照明を対象とする。
- (イ) 防犯街路灯具は既設灯具と同程度の照度を確保することを基本とし、JIL1003：2009「照明用ポール強度計算基準」に規定する所定の計算を行い自立柱のポール強度の確認も行うものとする。
 なお、既存自立柱が同基準を満たさないと判断された場合は、近接する電柱に移設することを基本とするが、それが困難な場合は市と協議のうえ対応するものとする。
- (ウ) 灯具性能は既設灯具と同程度の照度を確保することを前提とし、現場の状況及び既設灯具の種類・消費電力に応じた L E D 灯具に更新する。ただし、事前に要望があった場合は、既設灯具の照度と異なる器具に更新することも可とする。
- (エ) 光学性能について、公益社団法人日本防犯設備協会が定める「防犯街路灯の照度基準（SES E1901 - 4）」における防犯街路灯の照度基準ランクを満たすものとする。当該ランクはクラス B +、ランク M を下回らないこととする。
 （当市の灯具は、原則、設置間隔を 2.5 m、設置高さを 4.5 ～ 5 m としていることに留意）
- (オ) 電波障害の発生が制御されている灯具であること。
- (カ) フリッカーが発生しないこと又はフリッカー対策をしていること。
- (キ) 防塵防水仕様は、IP44 以上を満たしていること。

- (ク)照明は、白色系とし、色温度は 5000±1000 までとする。
- (ケ)発光部のグローブの材質はアクリル樹脂かそれと同等以上の性能を有する素材を使用していること。
- (コ)自動点滅機能が内蔵されている灯具であること。
- (サ) 電柱、防犯街路灯専用柱に、既設の防犯街路灯と置き替えて設置できること。
- (シ)ISO9001 及び ISO14001 を取得している日本国内メーカーの灯具とする。
- (ス)灯具メーカーは、LED照明灯具の製造・販売の実績が15年以上であること。
- (セ)LED光源及び電源装置の寿命は、60,000時間以上であること。
- (ソ)消費電力削減のため、原則、10VA以下のものを選定する。
- (タ)製品供給体制の保証として、万が一の供給停止や製品廃止時の代替品供給又は交換保証に関する対応を求める。

ウ 防犯街路灯管理プレートの仕様

- (ア)管理プレートは、紫外線などへの対候性能が高く、契約期間以上の耐用年数が確保できる材料とすること。
- (イ) 剥がれや経年劣化で判読ができない可能性がある為、シールは認めない。
- (ウ)管理プレートは黄色地に黒字とし、経年劣化が少なく、文字の視認が容易であること。また、次回更新時に備え、版に凹凸はつけないこと。
- (エ)管理プレートはステンレスバンドで、原則、地表2m～2.5mの位置に取り付けるものとする。
- (オ)管理プレートには下記の内容を表示すること。
 - a 「平塚市防犯街路灯」
 - b 「管理番号」は原則、現在の番号を引き続き使用し新設分は4から始まる5桁の新規番号とする。
 - c コールセンターの電話番号（必須）、不点灯等の通報対応フォームを開くための2次元コード（リンク先・対応フォームの維持管理義務と、期間中の動作保証は事業者が負うものとし、加点要素とする）
 - bは、経費、作業効率の都合でやむを得ない場合は、現在の5桁の番号で1、2及び3から始まる番号と新設する灯具（4～）がプレート上で判別できるようにすることで代替可とする。

例： 現在：12345、更新後：A11111、 現在：26789、更新後：B11111、 現在：38765、更新後：C11111、 新設分：D11111 など。

事業着手前に、管理番号付番については、市と詳細を協議し決定することとする。

- エ 管理プレートの記載内容のフォントやサイズについても、別途詳細を協議する。
- オ 自立柱を建てる際の柱の基準は、JIL1003：2009「照明用ポール強度計算基準」を満たすものとする。

以 上